

熊本県公報

号外 第20号の2
平成17年4月1日(金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

規 則

- 熊本県災害救助法施行細則の一部を改正する規則……………(健康危機管理課) 1

本号で公布された規則のあらまし

◇熊本県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

- 1 被災者に対する救助の程度を次のとおり改正することとした。(別表第1関係)
 - (1) 救助の種類のうち次のものについて、その額を改定することとした。
 - ア 応急仮設住宅の設置 2,433,000円以内/戸→2,385,000円以内/戸
 - イ 住宅の応急修理 519,000円以内/世帯→509,000円以内/戸
 - (2) 応急仮設住宅については、被災状況や地域の実情に応じた、民間賃貸住宅の借上げによる設置についても対象とすることとした。
 - (3) 学用品の給与については、その対象範囲を高等学校等生徒まで拡大することとした。
- 2 施行日
この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

熊本県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成17年4月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第37号

熊本県災害救助法施行細則の一部を改正する規則
熊本県災害救助法施行細則(昭和52年熊本県規則第67号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1(2)イ中「2,433,000円」を「2,385,000円」に改め、同表1(2)中力をキとし、オをカとし、エの次に次のように加える。

オ 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これに収容することができること。

別表第1の6(2)中「519,000円」を「509,000円」に改め、同表8(1)中「及び中学校生徒(盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒を含む)」を「(盲学校、ろう学校及び養護学校(以下「特殊教育諸学校」という。)の小学部児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学部生徒を含む。以下同じ。))及び高等学校等生徒(高等学校(定時制及び通信制を含む。)、中等教育学校の後期課程、特殊教育諸学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう)」に改め、同表8(3)ア及びイを次のように改める。

ア 教科書代

(ア) 小学校児童及び中学校生徒
教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用しているものを給与するための実費

(イ) 高等学校等生徒
正規の授業で使用する教材を給与するための実費

イ 文房具及び通学用品費

- (ア) 小学校児童 1人当たり 4,100円
- (イ) 中学校生徒 1人当たり 4,400円
- (ウ) 高等学校等生徒 1人当たり 4,800円

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

